鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務に係る受託候補者募集要項

1　趣旨

令和９年度及び令和１０年度の鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務の受託候補者を次のとおり募集する。

2　業務の概要

（1）　業務名

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務

（2）　業務内容

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）　履行期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（4）　選定方法

公募型プロポーザル方式

3　委託料の上限額

令和９年度及び令和１０年度の合計額：２４２，５２８千円

（内訳）　令和９年度の見積限度額：１２１，２６４千円

令和１０年度の見積限度額：１２１，２６４千円

なお、この上限額は、消費税及び地方消費税を含む額であり、契約（予定）金額を示すものではない。

4　プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
募集要項の公表	令和８年11月16日（月）
参加表明書等の提出	令和８年11月30日（月）17時まで
質問書の提出	令和８年11月30日（月）17時まで
質問書の回答	令和８年12月14日（月）

企画提案書等の提出	令和８年12月14日（月）から 令和８年12月21日（月）17時まで
プレゼンテーション参加通知書の送信（電子メール）	令和８年12月23日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年１月８日（金）
審査の結果通知書の発送	令和９年１月中旬（予定）

6　参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、仕様書に定める委託事務を円滑にかつ安定して実施できる法人で、次のいずれにも該当するものとする。

（１）介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第２３条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）の提供を現に行っていない者で、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わないものであること。

（２）鈴鹿市内に事務所を設置し、又は令和９年４月１日前に設置予定であること。

（３）鈴鹿市、亀山市及び近隣市内を実施場所として、法第２７条第２項、第２８条第４項、第２９条第２項、第３０条第２項、第３１条第２項、第３２条第２項、第３３条第４項、第３３条の２第２項、第３３条の３第２項及び第３４条第２項の規定に基づく、認定調査を実施できること。

（４）三重県指定市町村事務受託法人として認可され、又は令和９年３月末までに認可されること。

（５）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第１１条の２第２項各号（３号を除く。）の規定に該当しない者であること。

（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（７）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に該当する事実があった後３年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（８）令和８年１１月１日時点で鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されていて、「業種　２５０７　福祉・介護サービス　９９その他」又は「業種　２５１０　その

他事務事業　９９その他」に登録されていること。

（９）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、鈴鹿市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

（10）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、鈴鹿市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

（11）中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）又は商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしない者であること。

（12）法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税並びに固定資産税を滞納していない者であること。

（13）プライバシーマーク及びＩＳＯ２７００１の認証を取得している者であること。

７　参加要件

（１）本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。また、当該期間において鈴鹿市競争入札参加資格を有しない者にあっては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

（２）本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に、鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年鈴鹿市告示第９３号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

８　応募の無効

次のいずれかに該当する者の行った応募は、無効とする。

（１）この募集要項に示した参加資格及び参加要件の無い者

（２）提出書類に虚偽の記載をし、又は偽りその他不正の行為をした者

（３）提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が募集要項に適合しない者

（４）提出書類が記載上の留意事項に示された条件に適合しない者

（５）プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者

また、上記のいずれかに該当する者を優先交渉権者として選定した場合には、当

該決定を取り消すものとする。

9　プロポーザルへの参加

（1）参加関係書類の提出

参加希望者は、（2）のアからエまでに掲げる参加関係書類を郵送又は持参により提出すること。

（2）参加関係書類の種類

ア　公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1）

イ　指定市町村事務受託法人の認可（写し）

ウ　納税証明書等

直近2か年分の納税証明書の原本（滞納がないことの証明書でも可）

（ア）国税

a　法人税又は所得税

b　消費税及び地方消費税

（イ）市町村税

a　法人市町村税又は市町村民税

b　固定資産税

（ウ）課税されていない場合及び該当しない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）

エ　認証取得等

（ア）品質マネジメントシステム ISO27001 の登録証（写し）

（イ）プライバシーマーク登録証（写し）

（3）提出方法

任意の郵便封筒に入れ封緘し、表側に「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託に係るプロポーザル参加表明書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）を記載すること。

（5）の提出先に持参し、又は一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る。）のいずれかの方法により郵送すること。

（4）提出期限

令和８年１１月３０日（月）１７時まで（必着）

（５）提出先

〒５１３－０８０１

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

（６）プロポーザルへの参加資格の審査結果は、電子メールで、令和８年１２月３日（木）に通知する。プロポーザルへの参加資格がないと通知された者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

10　プロポーザルに関する質問

（１）質問書の提出

参加希望者が仕様書等に対して質問する場合は、質問書（様式第 12）に必要事項を記載し、ファックス又は電子メールにより提出すること。

（２）提出期限

令和８年１１月３０日（月）１７時まで（必着）

（３）送付先

〒５１３－０８０１

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

ファックス　０５９－３６９－３２０２

電子メール　skkaigo@mecha.ne.jp

（４）質問への回答は、令和８年１２月１４日（月）に鈴鹿亀山地区広域連合ホームページにおいて公開するものとする。ただし、９（２）参加関係書類等を提出しなかった者及び参加資格を有しない者からの質問に対しては、回答を行わない。

なお、仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

11　プロポーザル参加表明の辞退

（１）参加辞退届出書の提出

プロポーザル参加表明書（様式第１）を提出した参加希望者（以下「提案者」

という。）が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届書（様式は任意）を郵送により提出すること。

（２）提出方法

プロポーザル参加辞退届書（様式は任意）を任意の郵便封筒に入れ封緘し、表側に「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託に係るプロポーザル参加辞退届出書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る。）のいずれかの方法により郵送すること。

（３）送付先

〒５１３－０８０１

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

12　企画提案書等の提出

（１）企画提案書等の提出

提案者は、13（１）のアからソまでに掲げる企画提案書等を郵送又は持参により提出すること。

（２）提出方法

ア　郵送する場合

企画提案書等を任意の郵便封筒に入れ封緘し、表側に「鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務業務委託に係るプロポーザル　企画提案書在中」と記載するとともに、裏側に参加希望者の住所氏名（法人にあっては所在地、商号及び代表者氏名）を記載すること。

一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る。）のいずれかの方法によること。

イ　直接持参する場合

企画提案書を８時３０分から１７時までの間に送付先まで持参すること。ただし、鈴鹿亀山地区広域連合の休日を定める条例（平成１１年鈴鹿亀山地区広域連合条例第６号）により例によることとされる鈴鹿市の休日を定める条例（

平成元年鈴鹿市条例第２号）第２条に定める市の休日は、受け付けない。

（３）提出期間

令和８年１２月１４日（月）から同月２１日（月）１７時まで（必着）

（４）送付先

〒５１３－０８０１

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

13　企画提案書等の種類、提出部数等

（１）種類

ア　鈴鹿亀山地区広域連合認定調査事務受託申請書　（様式第２）

イ　企画提案書　（様式第３）

ウ　法人等調書　（様式第４）

エ　介護認定調査業務に関する実績件数（様式第５）及び契約書の写し又は契約履行証明

オ　高齢者福祉に関する相談・支援の実績　（様式第６－１）

カ　受託事務運営に活用できるノウハウ等　（様式第６―２）

キ　受託事務運営の基本方針　（様式第７―１―１・２）

ク　受託事務の実施計画　（様式第７―２―１・２）

ケ　職員配置及び人材の確保・育成計画　（様式第７―３）

コ　支出予算総括表　（様式第８―１―１・２）

サ　経費提案の基本方針　（様式第８―２）

シ　障害者の法定雇用率の達成状況　（様式第９）

ス　情報セキュリティ体制等　（様式第 10）

セ　本募集要項及び仕様書に記載以外の新たな提案　（様式第 11）

ソ　法人に関する書類　（任意様式）

（ア）代表者の履歴（任意様式）

代表者の押印及び写真の貼付は不要

（イ）役員名簿　（法人の役員が他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載したもの）（任意様式）

（ウ）定款、寄附行為等（設立趣旨等が記載された最新のものに限る。）

（エ）登記事項全部証明書（提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（オ）財務諸表（任意様式）

直近２年間の財務諸表（貸借対照表、財産目録、収支決算書、損益計算書、正味財産増減計算書等）

（カ）経理規程（任意様式）

最新のもの

（キ）法人の沿革や事業内容が分かるもの（任意様式）

（２）提出部数

企画提案書等（前号アからセまで）をＡ４判フラットファイル等にとじ、７部（正本１部、副本６部）、法人に関する書類（前号ソ）をＡ４判フラットファイル等にとじ２部（正本１部、副本１部）をそれぞれ提出すること。

（３）企画提案書の記載方法

ア　本文中の文字サイズは、読みやすさに十分配慮した大きさを選択すること。

イ　使用する用語については、平易な表現で記載すること。

ウ　文字の記載方向は横向きとすること。

エ　用紙の規格は縦Ａ４判とし、左とじ２点留めとする。ただし、視認性に欠ける等の理由がある場合はＡ３判の利用を認める。

オ　用紙への印刷時は、両面印刷を基本とすること。

14　プレゼンテーション及びヒアリング

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、ヒアリングに回答すること。

（１）日時

本広域連合が指定した日時（令和９年１月８日を予定）

（２）場所

鈴鹿亀山地区広域連合内

（３）時間

提案者のプレゼンテーションを３０分間までとする。プレゼンテーション後には、本広域連合からのヒアリングを１０分間程度を目安として実施する。

（４）出席者

ア　提案者はプレゼンテーションにおいて説明を行う者及びヒアリングにおいて

回答を行う者のみを参加させること。

イ　本広域連合からは、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託法人評価委員会（以下「委員会」という。）委員及び委員会の庶務を担当する鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課職員が参加する。

ウ　プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

（５）日時、場所等の通知

プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所等は、企画提案書等の受領後にプレゼンテーション参加通知書で通知する。

（６）プレゼンテーション

企画提案書等を踏まえた提案概要や全体像、提案のポイントを平易に説明すること。提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないこと。

（７）ヒアリング

委員会が提案者に対して企画提案書等の提出資料及びプレゼンテーションの内容について質問を行う。

プレゼンテーションにおいて説明を行った者以外の回答を認める。

15　選定手続

企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に委員会が審査及び評価を行い、本案件の受注者として最適な提案者を受託候補者の優先交渉権者と決定する。

なお、提案者が１者のみであった場合でも選定手続を実施する。

（１）審査及び評価

提案者が提出した企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリング内容を、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託法人選定評価基準に沿って評価する。

（２）優先交渉権者の選定

ア　提案者ごとに審査及び評価を行い、評価得点が高い順に順位をつけ、最も多く第１位の順位を獲得した提案者を優先交渉権者とする。

イ　複数の提案者の評価得点が同じときは、総合的な評価により順位を定めるも

のとする。

ウ　最も多く第１位の順位を獲得した提案者を優先交渉権者として選定する。この場合において、複数の提案者の第１位の順位獲得数が同数のときは、第２位の順位獲得数の多い提案者（第１位及び第２位の順位獲得数がいずれも同数の場合にあっては、全委員の評価得点の合計が最も高い者）を上位とする。

エ　ウにかかわらず、評価得点の合計が配点合計の２分の１未満である場合は、優先交渉権者として選定しない。

オ　提案者が１者のみであった場合でも、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、エに示す得点を得られなかった場合は、優先交渉権者として選定しない。

16　審査結果の通知

審査結果は、各提案者に文書で通知する。

また、優先交渉権者のみ鈴鹿亀山地区広域連合ホームページにおいて公表し、２位以下は得点のみ公表する。

なお、選定内容及び審査結果についての問合せは受け付けない。

17　事務受託法人の指定申請等

優先交渉権者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第３４条の４の規定に基づき三重県知事への指定申請を行うものとする。ただし、既に指定を取得している者は、この限りでない。

18　契約に関する基本事項

（１）契約の締結

優先交渉権者との間で契約に向けた仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づいて優先交渉権者から見積書を徴取する。

なお、優先交渉権者と契約の合意に至らなかった場合は、選定手続において２位になった提案者と契約に向けた調整を行うものとする。

（２）契約保証金

契約には契約保証金を要する。ただし、鈴鹿亀山地区広域連合契約規則（平成

１１年規則第１１号）により例によることとされる鈴鹿市契約規則（昭和４１年鈴鹿氏規則第１８号）第２７条第１項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（３）契約の解除

契約を締結した提案者が本プロポーザルにおいて不正又は虚偽の記載等を行ったことが契約締結後に判明した場合は、本広域連合は、契約を解除できるものとする。この場合において、違約金及び損害賠償金は、支払わない。

18　その他留意事項

（１）次に該当する提案は、無効とする。

ア　支出予算総括表（様式第８－１）の合計額が３の契約上限金額を超える提案

イ　評価委員に対し、当該評価に係る接触の事実が認められる場合など、審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

（２）企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）本プロポーザルの提案者が本広域連合から受領した書類は、本広域連合の許可を得ず公表し、又は使用してはならない。

（４）１者につき提案は１件とし、複数の提案はできない。

（５）本広域連合が要請した場合を除き、提出した企画提案書等の差替え及び再提出を認めない。

（６）企画提案書等の提出後、本広域連合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（７）この要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合は、提案者に随時通知する。

19　担当

〒５１３－０８０１

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課認定グループ

電話　０５９－３６９－３２０３

ＦＡＸ　　０５９－３６９－３２０２

電子メール　skkaigo@mecha.ne.jp